

第 2 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 2 年 2 月 3 日 (月)
開会 午後 3 時 0 0 分
閉会 午後 3 時 3 0 分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 1 2 名

4. 欠 席 2 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	欠	1 1	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	1 2	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	1 3	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	1 4	山口 光壽	○
5	江向 信夫	欠	1 0	前田 節朗	○			

議事録署名者 2 番 池田 良一

1 2 番 相良 安夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 6 号	農地法第 5 条の申請について	(4 件)
議案 第 7 号	農地法第 4 条許可の取消し願いについて	(1 件)
議案 第 8 号	農地法第 3 条の申請について	(5 件)
議案 第 9 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 1 1 件)	

8. 報告事項

報告 第 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について	(1 件)
報告 第 3 号	非農地証明願いについて	(1 件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。														
議長	<p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は、5番 江向 信夫委員、6番 力武 正光委員の2名です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田 良一委員、12番 相良 安夫委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">議案第6号 農地法第5条の申請について</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号 農地法第4条許可の取消し願いについて</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号 農地法第3条の申請について</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">11件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>報告第3号 非農地証明願いについて</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第6号 農地法第5条の申請について	4件	議案第7号 農地法第4条許可の取消し願いについて	1件	議案第8号 農地法第3条の申請について	5件	議案第9号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について		利用権設定 通年	11件	報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第3号 非農地証明願いについて	1件
議案第6号 農地法第5条の申請について	4件														
議案第7号 農地法第4条許可の取消し願いについて	1件														
議案第8号 農地法第3条の申請について	5件														
議案第9号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について															
利用権設定 通年	11件														
報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について	1件														
報告第3号 非農地証明願いについて	1件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>														
事務局	<p>議案第6号 農地法第5条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ7番になります。</p>														

事務局	<p>図面は1ページから3ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、貸駐車場設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地に該当します。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ8番になります。 図面は4ページから6ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ9番になります。 図面は7ページから11ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に存在する農地に該当します。許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ10番になります。図面は12ページから15ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。譲受人が、貸駐車場設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の申請については、以上4件です。</p>
議長	<p>それでは農地法第5条7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>申請地周辺の施設の従業員用貸駐車場として整備したいとの転用申請です。申請地は変則的な形をしていますが、西九州自動車道の残地で隣接の宅地と一体利用で駐車場を造られます。雨水は道路側溝につながれます。申請地は道路と宅地に囲まれてしまうため他の農地への問題はないと思います。区長、生産組合長の印鑑もございましたし、私も現場を確認いたしました。支障がないと判断しましたので印鑑を押しております。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	続きますして、8番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	梨園をされていたところに太陽光発電施設を設置したいとの申請です。12月に相談に来られて私も立ち会って現地を見たところ、U字溝もはまっており、雨水排水に問題なく、他の農地にも支障がないと思います。隣接地の方、区長、生産組合長の署名もありましたので、私も押印しております。ご審議をお願いします。
議長	8番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きますして、9番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	専用住宅への転用申請です。申請地は宅地と道路に囲まれており、周辺は宅地化が進んでいるところです。雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道へつながれます。農業用水路にも接していますが、これはきちんと維持されますので、他の農地には影響が出ないと思います。区長、生産組合長さんの印鑑もありました。私も押印しています。ご審議をお願いします。
議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きますして、10番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	駐車場への転用申請です。周辺施設の従業員駐車場が不足しているため貸駐車場として利用したいとのことです。現地を確認したところ雨水対策としてU字溝を埋設されて道路側溝につながれます。他の農地には支障が出ないと思います。区長、生産組合長の判もございました。問題ありませんでしたので私も判を押しました。ご審議をお願いします。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	道路拡張予定地にはかからないのですか。

○番委員	道路拡張予定地からは少し離れています。問題ないと言われていました。
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請4件について承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第7号 農地法第4条許可の取消し願いについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第4条許可の取消し願い1件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ1番になります。</p> <p>本件は平成3年5月28日に農地法第4条の許可を受けていましたが、農業用倉庫が不要となったため、本件許可を取り消すための申請です。</p> <p>議案第7号、農地法第4条許可の取消し願いについては以上1件です。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第7号 農地法第4条許可の取消し願いの申請1件について承認をいただきましたので、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第8号 農地法第3条の申請5件について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 8 号 農地法第 3 条の申請 5 件について御説明します。 議案は 4 ページ、5 ページになります。</p> <p>8 番から 12 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率 利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和 要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第 3 条の申請については一括審議となっておりますので、議案の 4 ページ、5 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第 8 号 農地法第 3 条の申請 5 件 については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第 9 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤 強化促進事業〕の利用権設定の通年についての説明を事務局か らお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 の利用権設定の通年 11 件について、御説明します。</p> <p>議案の 6 ページ、7 ページに明細書を掲げておりますのでそち らをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が 10 名、貸付人が 10 名で、面積は田が 35, 968 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書 に記載しているとおりです。申出書を 8 ページから 13 ページ に掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設 定については以上 11 件です。</p>

議長	議案第9号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年11件について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	確認ですが10番は全部で120kgですか。
事務局	そうです。1筆3反で120kgです。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第9号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年11件については申し出のとおり決定します。 議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。 報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明いたします。 議案の14ページ2番になります。 借人の都合による解約となっています。 解約後は、別の方へ貸借予定となっており、議案第9号10番に上程しています。 報告第2号については以上1件です。
議長	報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理1件について、御意見、ご質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>続きまして、報告第3号 非農地証明願いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 非農地証明願いについて御説明します。</p> <p>議案の14ページ1番になります。</p> <p>図面は16ページ、17ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>この農地は、〇〇〇〇の一角にあります。</p> <p>農地の登記地目は畑、現況地目は山林となっています。〇〇〇〇と事務局で現地確認を行い、幹の大きさから判断して、樹齢20年以上経過していると確認しました。</p> <p>また、今回の申請者が〇〇〇〇相続財産管理人 弁護士〇〇〇〇〇となっているのは、農地所有者の〇〇〇〇氏及びその相続人については全て亡くなっているためです。</p> <p>報告第3号 非農地証明願いについては以上で1件です。</p>
議長	報告第3号 非農地証明願いについて御質問はございませんか。
〇番委員	所有者の〇〇〇〇は亡くなられて、相続人もいないという事ですか。
事務局	〇〇〇〇さんは伊万里から出て行かれて亡くなっているようです。相続人も、農業委員会と土地開発公社で探して、子供さんまでいたんですが、これ以降は相続人がおらず絶家になっています。そのため弁護士に財産管財人になっていただいてから名義を変更する処理を進めています。
〇番委員	市が買うわけですか？
事務局	市の名義に変える予定です。工業団地内に緑地を少し作らない

事務局	といけないということで、ここ自体は工業団地用地にはならないですが、緑地という事で木が生えたまま整備はされると聞いています。
○番委員	普通なら4条か5条申請をして始末書を書かないといけないが。
事務局	<p>そうですね、そもそも農地のままで所有権移転ができないため、本来であれば、所有者が始末書を書いて山林にするのが正しいのですが、今回は、所有者、相続人に始末書を提出する人がいないため、申請地の木の樹齢が20年以上も経っていることもあり、まず非農地証明として山林に地目変更をしてから所有権移転をするという事になりました。</p> <p>また、なぜ畑で残っていたかという点、地籍調査が実施された時に山林や原野に変えるのですが、相続人がいないので、地籍調査で地目や面積は変更できなかったためにこのような処理を行います。</p>
○番委員	これから先、農地の相続人がいないという不在地主が出てくると思います。そういった場合、集落営農などに支障をきたしているという話を聞いています。不在地主の問題は検討していますか？
事務局	国で所有者不明土地という名称だったと思いますが、この土地については、地域福利増進のためであれば、10年を上限として一時的な土地利用ができるよう使用権を設定する案が出ています。また、相続人がいないものについては、国に帰還するという案も出ているようです。様々な検討はされていると思いますが、個人の財産のことであるため国でも協議をされておりますが、まだまだ、まとまらないようです。
10番委員	相続しないと放棄する人が出てくるでしょうね。問題になると思いますので検討が必要かと思います。

議長	<p>報告第3号 非農地証明願いについて御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第2回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>